

「組織的隠ぺい」退ける

京大病院医療
ミスで地裁

看護師らに賠償命令

京都大学医学部付属病
院で二〇〇〇年二月、人
工呼吸器の加湿器に誤っ
て消毒用エタノールが注
入され、入院していた藤
井沙織さん（当時一七）
が中毒死した事故で、両
親が京大と医師や看護師
ら九人を相手に約一億一
千二百万円の損害賠償を
求めた訴訟で、京都地裁
（中村哲裁判長）は一
日、京大と看護師四人に
計約二千八百万円の支払
いを命じる判決を言い渡
した。一方、医師ら五人に
対する請求は棄却した。
また「病院側が組織的
に事故を隠ぺいした」と
の両親の主張も退けた。
中村裁判長は、看護師

四人について「十分確認
すべき注意義務があった
のに、ラベルなどを確認
しなかった」とし、京大
についても使用者責任を
認定。しかし、医師や看
護師長ら五人については
「精製水とエタノールの
取り違えを予見すること
は困難」などと過失を否
定した。また隠ぺいの主
張に対しても「事故が解
明されてから報告しよっ
としたことも一応の合理
性が認められる」などと
指摘。「意図的に隠ぺい
したとは認められない」
とした。両親は判決を不
服として控訴する方針。
事故をめぐっては、最
初に容器を誤設置した看
護師が業務上過失致死罪
で起訴され、〇四年に有
罪判決が確定している。

京大病院人工呼吸器エタノール事件
民事地裁判決
2006年11月1日 東京新聞